

役員報酬規定

特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会

(目 的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日本ポーテージ協会定款第3章第18条2項に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報 酬)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が職務のため出張した時は、費用弁償として旅費等の実費を支給することができる。

(補 則)

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規定は、2014年4月1日から施行する。

給 与 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本ボーテージ協会（以下協会という）の給与に関する事項を規程するものである。

2 この規程に、就業規則第4章 給与に関する事項を定める。

3 この規程は、協会の事務局員、嘱託、指導者養成研修セミナーの講師、発達障害電話相談事業に従事するもの、また 事務局員以外で臨時に事務局業務に従事するものに適用する。

(給与の区分)

第2条 給与は次の区分により支給する

1 基本給 2 諸手当 3 賞与 4 退職金

第2章 基 本 給

(給与の計算及び支払方法)

第3条 事務局長は月給、事務局員は時間給とし、詳細は雇用契約書で別に定める。

給与の計算期間は、前月21日から当月の20日までとし、毎月末日に現金で支給する。ただし末日が、土曜、日曜 祝日等休日にあたる場合には繰り上げて支給する。

2 嘱託の給与は時間給とする。給与の計算期間、支払方法は第3条、1項に準ずる。また詳細は雇用契約書で別に定める。

3 協会が事業として行う指導者養成研修セミナーの講師を勤めるものにセミナー終了後、所定の給与を支給する。詳細は別に定める。

4 協会の行う発達障害電話相談に従事するものに給与を支給する。給与の計算期間、支払方法は第3条、1項に準ずる。また詳細は別に定める。

5 臨時に事務局業務に従事するものの給与は時間給とし、業務終了後当日中にこれを支給する。

(給与の減額)

第4条 月給を支給する者が所定勤務日に欠勤した場合には、欠勤日数について日割り計算により給与を控除して支給する。

第3章 諸 手 当

(諸手当)

- 第5条 第3条で基本給を支給するとした者に、通勤に要する実費を所得税法による非課税限度額内で通勤手当として支給する。
- 2 事務局員が法定時間外労働をした場合に2割5分増しの時間外勤務手当を支給する。
- 3 第3条で基本給を支給するとした者が、事務局外で行われる協会の事業に、宿泊を伴ったり、長時間にわたって従事する場合等に食事を現物支給することがある。
- 4 1, 2項について、支給方法は給与を支給する時と同時とし、詳細はそれぞれの雇用契約書に定める。

第4章 賞 与

(賞与)

- 第6条 事務局長に年1回、賞与を支給することを原則とする。ただし、協会の経状態如何では支給を停止することもある。
- 2 支給額、支給日については別に定める。

第5章 退 職 金

(退職金)

- 第7条 常勤の事務局員が3年以上勤続して退職したときは、退職金を支給する。
- 2 次の事由により退職した場合、勤続3年以上5年未満の場合、事務局長は退職時基本給、事務局員の場合は退職日前3ヶ月間の平均の基本給に1.5を掛けたもの、勤続5年以上のものは2を掛けたものを限度として退職金を支給することを原則とする。ただし、協会の経営状態如何では支給を停止することもある。
- (1) 業務上の傷病により退職した場合
- (2) やむを得ない業務上の都合による解雇の場合
- 3 次の事由により退職した場合は、上記の規程の80%の退職金を支給する。
- (1) 自己都合により退職した場合
- (2) 業務外の事由による傷病により退職した場合
- 3 支給額、支給日については別に定める。

(規程の改廃)

- 第8条 この規程の改廃は理事会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は平成12年6月10日から施行する

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

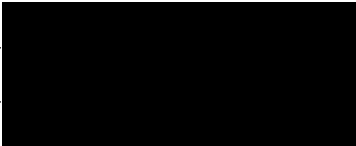
法人名	特定非営利活動法人日本ポーターゲ協会	事業年度	R7 年 4 月 1 日～R8 年 3 月 31 日
-----	--------------------	------	----------------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
- ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
1. 会費収入	2,244,000 円
2. 事業収入 プログラムの知識の普及・啓発事業	595,000 円
プログラムによる教育・相談事業	923,000 円
出版事業	2,130,430 円
指導者養成と認定相談員の認定事業	4,038,372 円
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	0 円
3. 寄附金収入	2,303,500 円
4. 補助金収入	0 円
5. 雑収入	148,570 円
6. 受取利息	927 円
	円
	円
	円
	円
合 計	12,383,799 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	600,000 円
	4,000,000 円
	600,000 円
	円
	円
合 計	5,200,000 円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		150,000 円	講師派遣
		96,000 円	セミナー参加費・講師派遣
		96,000 円	セミナー参加費
		92,000 円	セミナー参加費
		84,000 円	セミナー参加費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		1,793,880 円	家賃
		1,177,635 円	給与
		1,176,057 円	コピー機・ネットセキュリティ機器リース料
			給与
		904,703 円	コピー代、事務用品

セミナー参加費、講師派遣、教材

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		指導者養成講師料 学習会講師 派遣講師料	R 7.5.17 R 7.5.27 R 7.7.12 13 R 7.7.15 R 7.9.16 R 7.10.11 12 R 7.11.11 R 7.11.14 R 7.12.1 R 7.12.5.6 R 8.1.24 25 R 8.2.20	326,210 円	謝金規定により
		指導者養成講師料	R 7.4.24 R 7.11.15 16	60,616 円	謝金規定により
		派遣講師料 指導者養成講師料	R 6.7.16 7.20-21	51,553 円	謝金規定により
		スーパーバイズ料 指導者養成講師料	R 7.5.20 R 7.8.19 R 7.11.21 R 8.1.22 R 8.2.7	60,532 円	謝金規定により
		指導者養成講師補助	R 7.10.12 R 8.1.25	16,532 円	謝金規定により
		派遣講師料	R 7.7.29 R 7.12.5	48,000 円	謝金規定により
		指導者養成講師料	R 7.4.27 R 7.11.15 16	22,042 円	謝金規定により
		指導者養成講師料	R 7.9.28	22,042 円	謝金規定により
		指導者養成講師料	R 7.13 R 7.10.11 12	41,329 円	謝金規定により
		指導者養成講師料 学習会講師	R 7.7.12 13 R 7.12.6	49,495 円	謝金規定により

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	R7年4月1日～ R8年3月31日	1,177,635 円
			給与	R7年4月1日～ R8年3月31日	
			給与	R7年4月1日～ R8年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和7年 4 月 1 日 ～令和8年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2 人	1,792,063 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支 出 先 の 名 称 等	住 所 等	支 出 年 月 日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること （1）役員及びその親族等 （2）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
①	R7年4月1日～R8年3月31日	16人	0人	0%	2人	12.5%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 （注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本ボーテージ協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
清水 直治		理事		○							H12・4・3 就任
谷島 邦雄		理事		○							H13・5・20 就任
吉川 眞知子		理事		○							R8・3・31 退任
高橋 昇		理事		○							H18・4・1 就任
今林 和哉		理事		○							R8・3・31 退任
西永 堅		理事		○							H28・4・1 就任
白幡 久美子		理事		○							R 8・3・31 退任
花田 栄子		理事		○							R6・6・15 就任
大塚 晃		理事		○							H23・2・1 就任
矢作 淳子		理事		○							H24・4・1 就任
山下 由紀恵		理事		○						H25・6・1 就任	

成澤 佐知子		理事		○							H25・6・1 就任
橋本 伸子		理事		○							H28・4・1 就任
荻原 稔		理事		○							R4・6・18 就任
小倉 輝久		監事		○							R4・6・19 就任
南 博		監事		○							R6.6.16 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	都度	10年
補助元帳	同上	都度	10年
仕訳日記帳	同上	都度	10年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年度末	10年
給与台帳	同上	毎月	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 日本ポーテン協会
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							✓
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^{（注1）} 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^{（注2）} 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			☒

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐
---	-----------------------------------	---------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐
---	---------------------------	---------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
---	---	---------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐